

# 無期転換ルール<sup>①</sup>の整備、 進んでいますか？

「無期転換申込み権」が規定され、8年が経過し、本人の希望により無期雇用へ転換できる有期雇用労働者が年々増加しています。労使の間で誤解や紛争が生じないように、無期転換前後の制度等を整備する必要があります。

静岡労働局では、

労働契約法 及びその 特例 についての  
個別相談 を実施しています！



次のような疑問や悩みはありませんか？

- ① パート、アルバイトなど有期労働契約者の無期転換申込み権とは何だろう。
- ② 有期契約が5年以上となる労働者がいて、無期転換後の労働条件を整備したい。
- ③ 定年後に継続して有期労働契約の方たちに対する特例とは何だろう。

こうしたお困りごとに、訪問または電話により応じるほか、Zoomによるオンライン相談を選ぶことができます。

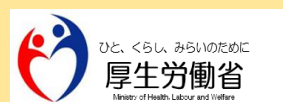
お気軽にお問合せください！

静岡労働局 雇用環境・均等室まで、裏面の「申込書」をFAXにより申し込んでください。

後ほど担当より連絡させていただきます。

TEL： 054-252-5310

FAX： 054-252-8216



# 申込から相談会まで

(1) 申し込み 下記の申込書にご記入の上、FAXにて申し込みしてください。



(2) 相談案内 申し込みから1週間以内に担当者より、相談日、相談方法、注意事項等をお電話するか、申込の際に記載していただいたメールアドレス宛てに連絡します。



(3) 予めご了解いただきたい事項 (ZOOM相談をご希望の方へ)

- ・上記(2)の相談案内にて連絡されたところに従い、指定された時間までに連絡したURLへアクセスしてください。
- ・通信環境がよくない場合の対応はいたしかねます。
- ・相談に伴う通信料はご相談者様のご負担となります。

## 労働契約法及びその特例 個別相談申込書

事業場名			
所在地	〒 -		
電話番号	( )	FAX MAIL	( ) @
ご担当者	(職名)	(氏名)	
事業内容		労働者数	人
ご相談内容	(簡潔に記載してください。)		
個別相談の 希望日時 希望実施方法	第1希望	令和 年 月 日 ( )	時頃
	第2希望	令和 年 月 日 ( )	時頃
	希望する実施方法 (選択してください)	・Zoom ・訪問 ・来局 ・電話	

利用状況等によりご希望に添えない場合もありますので予めご承知ください。  
また、本紙に記載された個人情報につきましては、個別相談利用申込の把握のみに使用し、  
申込事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。  
(Zoomによる個別相談は、令和3年6月より開始予定です。)

【送付先】 〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階  
静岡労働局 雇用環境・均等室 有期特措法担当 増田・望月  
電話：054-252-5310 FAX：054-252-8216